

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課	
1	第1部	第2 人権	1 人権意識の啓発 (1) 人権意識向上のための広報・周知	毎年12月の人権週間などの機会を捉えて、「人権を尊重するまち三鷹条例」の周知を図ります。また、人権の尊重や差別の禁止に関する展示等の実施や講演会などのイベント開催により、人権意識の啓発を図ります。	1月25日に亜細亜大学国際関係学部の秋月 弘子教授を講師に迎え、人権を尊重するまち三鷹条例記念講演会を開催しました。「SDGsと人権」という身近なテーマで、参加者自身の人権について改めて考える機会となりました。 12月の人権週間では、人権特設相談を開設し、パネル展示も行いました。	今年度も、講演会の開催を予定しています。審議会での意見を踏まえ、より身近に人権を感じられるようなテーマ選定に努めます。	企画経営課
2	第1部	第2 人権	1 人権意識の啓発 (2) 「人権を尊重するまち三鷹条例」パンフレットの作成等	「人権を尊重するまち三鷹条例」の内容を市民に周知するとともに、条例の理念や人権への理解を深めるため、同条例に関するパンフレットを作成し、市民や事業者等に配布するなど、条例の普及啓発を図ります。作成に当たっては、全ての市民にとって、わかりやすく学びやすい内容とします。	意義や背景などを分かりやすく解説したガイドブック(逐条解説)を作成し、市HPで公開しました。 条例の趣旨や人権が尊重される社会の大切さを、子どもたちにもわかりやすいように、イラスト等を交えたパンフレットを作成しました。	令和6(2024)年度末に作成したパンフレットを、市内公共施設、小中学校等へ配付・配架するほか、e-bookポータルや市HPで公開する。各種イベント等で配付し、啓発します。	企画経営課
3	第1部	第2 人権	1 人権意識の啓発 (3) 学校や地域での人権教育の推進	'人権を尊重するまち三鷹条例'の理念に基づき、条例の逐条解説やパンフレットを活用し、子どもから大人まで、あらゆる年代の方が、条例の主旨や人権への理解を深められるよう、地域での啓発活動を推進します。 また、子どものための人権啓発事業や人権尊重教育推進校事業などを通じて、学校での人権教育を実施します。	市作成のパンフレットの他、法務局での啓発グッズ、東京都人権啓発センター発行の冊子等を活用し、啓発活動を行いました。 子どものための人権啓発事業(CAPワークショップ(=Child Assault Preventionの略。子どもへの暴力防止))では、4校の小学3年生計344名、大人計47名が参加しました。	人権について考えるきっかけを増やせるよう、各種啓発グッズを活用し、引き続き啓発します。 CAP事業は、令和7(2025)年度より、子ども政策部児童・青少年課へ事務移管し、子どもに関する取組との連携を図っていきます。	企画経営課 ※ CAP事業はR7より児童青少年課
					令和3,4年度の東三鷹学園三鷹市立第六中学校の推進校の取組を各学園及び各学校において学校経営等に生かし、人権教育の推進を図りました。また、連雀学園三鷹市立南浦小学校が令和6,7年度と人権尊重教育推進校として研究を進めて人権尊重教育の推進を図ります。	令和6,7年度に連雀学園三鷹市立南浦小学校の人権尊重教育推進校として研究を深めた実践を東京都内の小・中学校における人権尊重教育を推進するため東京学芸大学特任教授伊東哲先生をお招きし、研究発表及び講演会を実施します。	指導課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課	
4	第1部	第2 人権	1 人権意識の啓発 (4) 啓発事業の実施	人権問題を自分ごととして考えるとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進することを目的として、市民から標語やポスター等を募集し、表彰や展示を行うなど、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、啓発事業を実施します。	一般向けの標語やポスターの募集はできませんでしたが、法務局及び人権擁護委員と連携し、中学生人権作文コンテストに市内7校から996名応募、人権の花運動及びこどもたちからの人権メッセージ発表会に、輪番制で2校(一小・二小)が取組みました。	継続して啓発事業を行うとともに、令和7年度は、東京都人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する「都民の人権川柳」を市民に周知し、人権や差別について考えるきっかけを作ります。	企画経営課
5	第1部	第2 人権	2 人権を尊重するまちづくりの推進 (1) 人権のまちづくりの推進	市の人権施策の推進に関することや、人権に関する相談及び救済に関することなどについて、審議会において調査審議を行うなど、人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて取組を推進します。	条例第13条に基づき、「人権を尊重するまち三鷹審議会」を設置し、条例の概要説明や制定を検討中の個別条例の進捗状況等について報告し、意見交換を行った。	引き続き、審議会を開催します。市の人権関連施策一覧をお示しするほか、制定を検討中の個別条例について報告・審議を行います。	企画経営課
6	第1部	第2 人権	2 人権を尊重するまちづくりの推進 (2) 人権に関する相談体制の構築	人権侵害に関する専門の相談員を設置し、市民からの不当な差別的取扱いに関する事項などの相談に応じ、迅速かつ適切な解決へとつなげます。 また、各課の窓口における、人権に関する相談に適切に対応できるよう、庁内横断的な連携を図ります。	条例第11・12条に基づき、人権相談を開始し、相談実績は4件でした。職員が相談に応じ、関係機関等やより相応しい窓口へ繋ぐこともできました。法律的な助言を行う「人権相談員」を2名に委嘱し、体制を整えましたが、対応を引き継ぐ案件はありませんでした。 また、従来から実施している人権擁護委員による人権・身の上相談についても、毎月第3水曜日と、年2回特設相談を実施しました。	引き続き、人権に関する相談に対応します。法務局との連携を強化し、職員が法務局主催の研修に参加し、対応力を高めるほか、条例に基づき対応できること、できないことの線引きを明確にします。	企画経営課
7	第1部	第2 人権	2 人権を尊重するまちづくりの推進 (3) 庁内連携による人権施策の推進	「人権を尊重するまち三鷹条例」は、人権を尊重するまちづくりの上位規範であり、全ての施策に通底します。人権施策の推進に当たっては、庁内連携による横断的な取組により、情報共有を図るとともに、活発な意見交換等により、相互に人権意識を高めながら、各施策に取り組みます。	条例第5条に基づき、庁内の連絡調整を図り、人権施策を推進するため、「三鷹市人権施策推進連絡会議」を設置し、会議を1回開催しました。	引き続き庁内推進連絡会議を開催します。令和7年度末には、認知症に関する個別条例の制定を予定していることから、複数回の開催を検討します。	企画経営課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系		施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
8	第1部	第2 人権	2 人権を尊重するまちづくりの推進 (4) 人権に関する個別条例の検討	子どもを権利の主体として位置付け、その基本的人権が保障され、いじめや虐待、ヤングケアラーなど権利が阻害された状態から子どもを守るため、また、高齢者がいつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個別の人権条例の制定に向けて検討を進めます。 【⇒ 第6部第2 2(1)、第7部第1 1(1)】	18及び23を参照	18及び23を参照	企画経営課 高齢者支援課 子ども家庭課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系		施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
9	第1部	第3 男女平等参画	1 男女平等参画に関する施策の推進 (2) 性別等によらず活躍できる環境の整備	性別や性的指向、ジェンダー・アイデンティティにかかわらず、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、正しい理解を促進するとともに、普及啓発や人権教育に取り組みます。また、悩みを抱えている人が相談しやすい環境づくりを進めます。	令和6(2024)年7月よりみたかSOGI相談(性の多様性に関する相談)(対面相談)を開始。相談は延べ3件でした。webフォームでの申込受付、氏名提供は任意とする等相談者の利用しやすさに配慮しました。市内大学でのチラシ配付等、広く周知に努めました。職員向けガイドブックの作成に当たっては、専門家による監修を経てより実務的な内容としました。令和2(2020)年度より実施している職員向け研修は、令和6(2024)年度は新任職員及び未受講者に対し対面研修を行いました(受講者99人)。	SOGI相談については、相談方法に電話相談も追加し、利便性と利用件数の向上に努めます。職員向けガイドブックについては、全職員への提供、研修での活用等、性の多様性について継続して学べるよう取組を進めます。また、令和7(2025)年度の男女共同参画週間パネル展で多様な性の理解促進に向けた情報発信、啓発に取り組みます。	企画経営課
10	第1部	第3 男女平等参画	1 男女平等参画に関する施策の推進 (4) 困難な問題を抱える女性への支援	2024(令和6)年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、新法の理解促進と実践のための市職員向けの専門研修を実施します。また、困難な問題を抱える女性に対する適切かつ円滑な支援に向けて、関係団体等との連携について検討を進めます。	法施行のタイミングで、子育て支援課と連携し広報みたか、市HPで情報発信し、各種相談窓口について周知を図りました。庁内向け研修の参加や、男女平等参画施策担当会議にて近隣市と検討状況について意見交換したほか、支援調整会議の設置に向けて庁内で協議・検討を行いました。	新法施行の背景や社会の課題も含め、各種事業の機会を捉え、あらゆる市民に対して広く周知し、啓発を図ります。支援調整会議設置に向けて引き続き庁内で協議・検討を進めます。	企画経営課
11	第1部	第3 男女平等参画	1 男女平等参画に関する施策の推進 (5) パートナーシップ宣誓制度の運用	2024(令和6)年4月に導入した「パートナーシップ宣誓制度」を東京都の同制度と連携しながら適切に運用するとともに、制度の周知を図るなど、性的指向及びジェンダー・アイデンティティにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。	制度開始の4月には広報で特集記事を掲載したほか、6月のパネル展での周知、男女平等参画啓発誌『Shall we?』への掲載、また東京都のHP上での情報発信を通して周知を図りました。令和6(2024)年度のパートナーシップ宣誓制度受理証等交付実績は2件でした。	当事者の方に利用していただけよう制度の周知に努めます。また、民間事業者や医療機関等において、具体的にどのような事象に直面するかを把握し、情報収集に努めます。	企画経営課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課	
12	第1部	第3 男女平等参画	2 男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援 (2) DVやハラスメントなどの未然防止と早期発見	DVやハラスメントに関して、正しい理解の促進とその防止に向けた啓発の充実を図ります。また、早期に相談へつなぐため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組みます。	DVリーフレットやDVカードを市内公共施設に設置し、正しい知識、相談先についての周知を行いました。2月にはDV防止のための府内関係窓口連絡会を開催し、DVに関する市内の現状についての情報共有、連携体制についての確認を行いました。その中で、三鷹市が実施する相談窓口について、各課関係先(地域包括支援センター)においても周知を図るべきとの状況を確認し、更なる連携につなげました。	令和7(2025)年度にリーフレット、DVカードの改訂を行います。掲載内容だけでなく、設置先や活用方法についても、カウンセラーやDV防止のための府内関係窓口連絡会等で意見を聞き、より効果的な周知・啓発方法を検討していきます。	企画経営課
				「DV防止のための府内関係窓口連絡会」、「重層的支援体制推進会議」等でのネットワークを活かし、事例の共有を行うとともに窓口での異変を感じた際には相談員へつなげるよう周知を図りました。	DV被害者は加害者の監視等によって相談しづらい状況にあることが考えられることから、被害者のSOSを見逃さないよう引き続き関係部署等との連携に努め、早期発見、早期支援につなげていきます。	子育て支援課	
13	第1部	第4 國際化	1 外国籍市民との共生 (1) 外国籍市民が安心して暮らすための情報発信の充実	日常生活相談など外国籍市民向けの事業の更なる周知を図るとともに、公益財団法人三鷹国際交流協会の積極的なPRを行うなど、外国籍市民が安心して暮らせるよう、SNSの活用などにより、情報発信の充実を図ります。また、「やさしい日本語」による行政や防災情報の提供の充実を図るほか、窓口等での翻訳ツールの活用・促進など、多言語によるきめ細かな情報発信に取り組みます。	外国籍市民を対応する頻度の高い窓口において多言語翻訳ツールを配置するほか、各課が作成する案内やリーフレット等の多言語翻訳を行い、行政の情報が外国籍市民にも分かりやすく届けられるよう取り組みを進めました。また、令和7(2025)年度に外国籍市民向け防災ガイドブックを作成することとし、第13期みたか国際化円卓会議において、ワークショップ等を通して、様々な視点から具体的な提案をいただき、作成の参考としました。	引き続き、各課が必要とする案内の多言語翻訳を進めます。また、防災ガイドブックの完成に向けて、みたか国際化円卓会議をはじめ、MISHOPや防災課と連携しながら、より使いやすいガイドブックになるよう努めます。	企画経営課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系		施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
14	第1部	第4 国際化	1 外国籍市民との共生 (2) 日本語学習の充実と機会拡大	外国籍市民のニーズに即して日本語を学習する教室事業の更なる充実を図るほか、日本語レベルに応じた適切なグループ分けを行うことにより、幅広い対象者に学習機会を提供します。	大人向けには、日常会話の日本語習得を支援することを目的とした「日本語教室」、小中学生の児童・生徒向けには楽しく充実した学校生活を送れるよう、生活対応言語を中心とした日本語の習得と学習思考言語を中心とした教科の習得を支援する「子ども教室」や学校での取り出し授業を行う「語学サポート」などにより、外国籍市民や外国人につながりのある方たちが、日常生活や学校生活を送るうえで必要な日本語を学習する機会を提供しました。	外国籍市民の人口増加に伴い学習希望者が増加する中で、幅広い周知・広報活動などにより活動の担い手であるボランティアの発掘・確保を行うとともに、より効率的・効果的な学習機会の提供方法について検討していきます。	企画経営課 三鷹国際交流協会(MISHOP)
15	第3部	第2 道路	4 安全安心な道路環境の構築 (2) バリアフリーに配慮したみちづくりの推進	高齢者や障がい者を含めた全ての人が安心して通行できるように、歩道の整備、段差の解消、誘導ブロックやベンチの設置など、バリアフリー化を推進します。	市の管理する道路に「ほっとベンチ」を8基設置し、道路のバリアフリー化を推進しました。	引き続き、市民からの要望箇所等に「ほっとベンチ」を設置する。(令和7(2025)年度は6基設置予定)	道路管理課
16	第3部	第3 住環境	2 バリアフリーのまちづくりの推進 (1) 「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定と推進	「バリアフリーのまちづくり基本構想」を改定し、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を実施するとともに、移動等円滑化に関する市民の理解と協力を得ることが当たり前となる環境を整備します。	バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催し、前基本構想の更新・拡充内容の検討、基本構想素案の作成等の検討を行いました。また、特定事業については、関係事業者による事業部会を開催して、事業者による検討と調整を行いました。	バリアフリーのまちづくり推進協議会において、特定事業の進捗状況について情報提供し、特定事業を推進するための検討、意見聴取を行います。	都市計画課
17	第3部	第5 緑と公園	3 安全で安心な魅力のある公園再生 (2) 誰もが利用できる公園の整備	ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが楽しめる公園づくりをめざして、遊具改修の際に必要に応じてインクルーシブ遊具を設置するほか、バリアフリー等に配慮したトイレに改築し、誰もが利用できる公園づくりを推進します。	下連雀児童公園にインクルーシブ遊具を設置するとともに、新川天神山青少年広場のトイレをバリアフリー対応のトイレへ改修を行いました。	引き続き、公園へのインクルーシブ遊具の設置や老朽化したトイレのバリアフリー対応トイレへの改修に取り組みます。	緑と公園課
18	第6部	第2 高齢者福祉	2 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進 (1) 認知症施策の計画的な推進	2023(令和5)年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び市の「人権を尊重するまち三鷹条例」を踏まえて、市の認知症に係る計画の策定及び条例の制定について取組を進め、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。 【⇒第1部第2 2(4)】	国等の動向や他市の状況などを把握するとともに、それらを踏まえ、三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議において条例の基本的な理念や盛り込むべき項目等について検討を行いました。また、令和6(2024)年11月から令和7(2025)年3月にかけ、市内で実施される集いの場や講座等の機会を捉え「認知症」に関する紙面アンケートを実施し、216名から回答をいただきました。	条例制定に当たっては、そのプロセスを重視し、特に意見聴取については、インターネットアンケート調査や介護施設ヒアリング調査、各地域包括支援センターによるワークショップ等で、市民及び認知症当事者やそのご家族のご意見を直接お聞きする機会を設けて行く予定です。	高齢者支援課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
19	第6部 第2 高齢者福祉	2 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進 (2) 地域の連携による認知症高齢者への支援	認知症高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して、自分らしく暮らせるまちをめざし、地域、学校、企業等と連携して認知症センター養成講座等の普及啓発事業や地域活動の場づくりなどに取り組み、「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進します。認知症施策の推進体制の強化を図り、地域展開の拡充と施策全般の充実を図ります。	認知症施策や取組を検証・検討する場として医療・介護関係者等を構成員とする「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」を設置運営するほか、認知症への理解促進を目的とした市民啓発イベントの実施等を行いました。啓発イベントは、9月21日の「認知症の日」に合わせて実施し、認知症当事者によるパネルディスカッションのほか、新たな取組として認知症に関する映画を上映し、182名と多くの方に来場いただきました。	令和7(2025)年度においても9月の「認知症月間」を中心に、市民啓発イベントや図書館企画展示、認知症当事者による川柳の募集・公開などを通じ「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進していきます。	高齢者支援課
20	第6部 第3 障がい者福祉	1 互いを理解し、認め合う地域づくり (1) 障がいに対する理解の推進と障がい者の権利保障	障がいに対する理解を深めるため、「心のバリアフリー」を推進する活動を積極的に行います。また、障がい者差別解消の取組について、事例を踏まえた周知を進めるとともに事業者等に向けた合理的配慮についての啓発を行います。虐待防止については、早期発見、早期対応及び未然防止のための周知・啓発を行います。	障がい者地域自立支援協議会当事者部会が作成した防災パネル展示や、映画上映会の実施、市報の特集面で障がい理解に関する記事などを掲載し、理解促進に努めました。 合理的配慮については、商工Newsに掲載し事業所への周知・啓発を行いました。 市内の事業所の連絡会等で虐待防止のパンフレットを配布し周知啓発に努めるとともに、基幹相談支援センターで相談を受ける際には、虐待防止の観点を持って対応しました。また東京都が主催する研修会を受講し知識の習得に努めました。	前年度実施した事業を引き続き継続し、障がいに対する理解促進を行っていきます。 また、令和7(2025)年度から新たに、障がい福祉サービス事業所に通う利用者の活動紹介のパネル展示を実施します。 虐待防止については、引き続き様々な機会を捉えて、未然防止の周知・啓発に取り組むとともに、東京都の研修会に参加し相談支援の質をあげる取り組みを行います。	障がい者支援課
21	第6部 第4 生活支援	1 生活保護制度の適正な運用 (1) 生活保護制度の適正かつ適切な運用と情報発信	健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度を実現させるため、日常生活の支援をはじめ、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。また、支援を必要とする人が生活保護申請を躊躇する事態が発生することのないよう、制度の正しい情報の普及啓発に努めます。	最低限度の生活の保障に努めるとともに、受給者の人権を尊重し、一人一人の気持ちに寄り添いつつ、生活保護法及びその理念に基づき、各世帯の課題に応じた自立の支援を行いました。生活保護申請については、専任の相談員が相談内容を丁寧に聞き取りながら、申請は権利である旨を伝え、適正な制度運用に努めました。	今後も引き続き、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図っていきます。また、正しい制度理解の浸透のための効果的な周知に努めています。	生活福祉課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
22	第6部	第4 生活支援 3 生活困窮者の自立支援の充実 (1) 生活困窮者に対する社会的・経済的課題の解決に向けた支援	重層的なセーフティネットの担い手として定着した生活・就労支援窓口については、従前から実施してきた生活保護からの自立後も途切れることなく支援するFFO一体制の実効性を高めるために、関係機関との一層の連携の緊密化をめざして、そのあり方の強化・充実に向けた取組を進めます。	生活・就労支援窓口については、府内外問わず様々な部署から相談が寄せられました。相談者の気持ちに寄り添い、尊厳を確保し、個々の状況に応じた就労支援・家計改善支援等、必要な支援を実施しました。	引き続きホームページや広報等により、事業周知に努め、課題解決の一助となるように取り組みます。	生活福祉課
23	第7部	第1 子ども・若者・子育て支援 1 子どもの人権の尊重 (1) 子どもの人権擁護の推進	子どもを権利の主体として位置付け、その基本的人権を保障し、権利を侵害されることなく育つていけることを目的として「子ども人権基本条例(仮称)」を制定します。条例の制定に当たっては、全児童アンケートや子ども・若者会議(仮称)などにより子どもの意見を集約し、ホームページ等で情報を公開しながら取り組みます。 【⇒第1部第2 2(4)】	「(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会」を設置し、内容の検討を進めるとともに、子どもの意見や思いを条例に反映することを目的に、「子どもの権利について考えるワークショップ」を開催しました。	子どもの意見や思いを条例へ反映させることを目的として、「条例制定に向けた子どもへのアンケート」を実施します。アンケートの結果と令和6(2024)年度に実施したワークショップの結果を合わせて参考にし、条例素案の検討を進めます。	子ども家庭課
24	第7部	第1 子ども・若者・子育て支援 1 子どもの人権の尊重 (2) 児童虐待等への適切な対応	妊娠婦、子育て世帯、子どもを守るため、改正児童福祉法(2024(令和6)年4月施行)の趣旨を踏まえ、必要な体制を構築し、子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用した連携支援の強化を図ることにより、地域資源をつなぐ強みを生かした予防的・継続的な支援を行います。また、地域全体で子どもの人権を守るため、虐待予防やヤングケアラーの理解と支援等の意識啓発に取り組みます。引き続き、児童相談所と相互連携を図るとともに、今後予定されている児童相談所の再編に当たっては、更なる連携に必要な機能等について、東京都に要望します。	三鷹子ども家庭支援ネットワークの代表者会議、実務者会議を開催し、ネットワークを活用した連携支援の強化を図るとともに、対応ケースに合わせて個別ケース検討会議を開催し、関係機関との連携による支援を行いました。特に虐待予防に関連して愛着形成や児童の意見表明権、性被害など様々な角度から研修を行ったほか、ヤングケアラー支援について地域の様々な団体向けに研修会を実施するなど、関係機関への意識啓発に取り組みました。	会議や研修会の開催など、三鷹子ども家庭支援ネットワークを活用した連携支援の強化に引き続き取り組みます。	子ども家庭課
25	第7部	第1 子ども・若者・子育て支援 1 子どもの人権の尊重 (3) 地域における社会的養育体制の強化	児童相談所や児童養護施設等と連携し、養育に特に支援が必要な子どもと子育て家庭に対する支援の充実について検討し、社会的養育体制の強化に取り組みます。	児童相談所等と連携し、養育家庭体験発表会やパネル展、里親サロン等を実施し、養育家庭の普及啓発や支援に取り組みました。 ショートステイについて、児童養護施設と連携し、改正児童福祉法や近隣市の実施状況を踏まえ、利用要件、利用年齢、利用料金の改正を行い、事業を拡充し、養育に支援が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実に取り組みました。	引き続き養育家庭の普及啓発や支援に取り組みます。 ショートステイについては、保護者が安心して子育てができるセーフティネットとして事業の周知を図るとともに、宿泊を伴い子どもの負担が少なくなっため、きめ細やかな相談対応で、子どもや家庭に適切な支援となるよう利用調整を図ります。	子ども家庭課

## 三鷹市人権関連施策一覧

番号	体系	施策	概要	令和6年度取組状況	今後の取組予定・課題	担当課
26	第7部	第2 教育	2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にする教育の推進 (3) 一人ひとりを大切にする学校風土の醸成	各学園の生活指導方針のもと、組織的な生活指導を実施するとともに、児童・生徒の意見の尊重や心理的安全性を確保することで、児童・生徒が主体的に取り組もうとする意欲と態度を育てます。	各学園・学校において教育課程上に生活指導の全体計画及び年間指導計画を位置づけ児童・生徒が安心・安全に生活できる学校の環境を整え、一人ひとりを大切にする教育を推進しました。また生活指導主任会を年に5回開催し、各校の生活指導上の課題を共有し、解決を図ることやジェンダー教育等の喫緊の課題における研修を実施し、理解の促進を図りました。	今年度も生活指導方針等を見直す機会を設定し、児童・生徒の意見を尊重しながら安心・安全な環境整えていきます。
27	第7部	第2 教育	2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にする教育の推進 (4) 教育支援の充実	子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育支援を行うため、福祉、保健、医療等の関係機関と連携した相談・支援機能の充実を図るとともに、教員の専門性を高める適切な研修等を実施します。また、医療的ケアが必要な児童・生徒への丁寧な支援や教育支援学級の充実に取り組みます。	6月に教育支援管理職研修を実施し、神戸大学名誉教授鳥居 深雪先生をお招きし、管理職としての教育支援におけるマネジメント力の向上を図りました。また教育支援コーディネーター連絡協議会を年に2回開催し、市内小中学校のコーディネーターや近隣と特別支援学校の教員、スクールカウンセラー、総合教育相談室職員等の関係諸機関との相互の理解や連携を図り、多様な児童・生徒への支援や課題解決における連携の強化を推進しました。更に教育支援夏季研修を実施し、市内教員の教育支援の理解を深めるため実践的な研修を実施しました。	今年度も、様々な研修会や連絡協議会を実施します。教育支援の理解をより深めながら、教員の専門性の向上に努めます。